

平塚市監査委員 市 川 喜久江
同 城 田 孝 子
同 山 原 栄 一
同 秋 澤 雅 久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
企画政策部 資産経営課（対象団体：公益財団法人平塚市まちづくり財団）
- 2 監査実施日
令和6年9月24日
- 3 監査結果の公表日
令和6年10月25日（平塚市監査委員公表第15号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 総合公園受託事業における契約事務について、公益財団法人平塚市まちづくり財団が定める随契ガイドラインでは、「物品、印刷及び修繕（施設修繕を除く。）においては、発注総額5万円以下」の場合に限り見積り合わせを省略することができる」とされているが、発注総額が5万円を超えているにもかかわらず見積り合わせを省略していた。 随契ガイドライン等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 （1）【公益財団法人平塚市まちづくり財団】 今回指摘のありました消耗品の購入等の契約事務については、適用条項の確認不足が原因であり、契約事務を行う際には、契約規程や同施行細則、随意契約ガイドラインに基づき、適正な事務を執行するよう、契約事務を課内全体で再確認し、再発防止を徹底します。 【資産経営課】 公益財団法人平塚市まちづくり財団に対し、随意契約ガイドラインに則り適切な事務処理を行うよう指導を行いました。

以 上